

# 消費・安全対策交付金実施要綱

制 定 平成17年4月1日 16消安第10270号

最終改正 令和2年3月31日 元消安第6112号

## 第1 趣旨

わが国において、将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備等を、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していく必要がある。

消費・安全対策交付金（以下「本交付金」という。）は、このような観点に立って、各地域が、それぞれの実態に応じた目標を明確に示した上で、その自主性・独創性を発揮しながら推進する総合的な取組を支援し、もって、わが国の食品の安全と消費者の信頼の確保及び食料安全保障の確立、さらには国内農林水産業及び食品関連産業等の健全な発展に資するものとする。

## 第2 事業の内容等

### 1 事業の内容

(1) 第1の趣旨を踏まえ、本交付金は、

ア 農畜水産物の安全性の向上

イ 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止

を目的として事業実施主体が実施する取組に必要な経費に充当するものとする。

(2) (1)のア及びイの政策目的を達成するための具体的な目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体並びに交付率は、別表1のとおりとする。

なお、別表1の事業メニュー及びその内容の欄の事業メニューを実施するに当たっては、農林水産省消費・安全局長及び生産局長（以下「消費・安全局長等」という。）が別に定めるガイドラインによるものとする。

### 2 事業実施期間

本交付金による事業の実施期間は、原則として1年とする。

## 第3 目標値及び事業実施計画書

### 1 目標値の設定及び事業実施計画書の作成

(1) 目標値の設定

事業実施主体は、取り組むべき課題に応じ、別表1の目標の欄の目標ごとに、別表2に基づき、事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定する。

(2) 事業実施計画書の作成

事業実施主体は、(1)で設定した目標値を達成するために必要となる事業メニューを別表1の事業メニュー及びその内容の欄から選択する。また、当該目標値の達成に必要な場合には、別表1の事業メニュー及びその内容の欄に示された事業の内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案型事業」という。）も実施で

きるものとする。

- (3) 事業実施主体は、必要に応じて、複数の目標について目標値を設定し、それぞれの目標ごとに事業メニューを選択し、実施することができる。

## 2 事業実施計画書の承認

- (1) 本交付金の交付を受けようとする都道府県知事又は政令指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、別紙様式第1号により、目標値、選択した事業メニュー、事業実施主体、本交付金の要望額その他必要な事項を記載した事業実施計画書を作成した上で、以下に掲げる者に協議し、その承認を受けるものとする。

ア 北海道及び北海道に属する政令指定都市にあつては北海道農政事務局長

イ 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

ウ イ以外の都府県及びイ以外の都府県に属する政令指定都市にあつては地方農政局長（以下、アからウまでに掲げる者を「地方農政局長等」という。）

- (2) 都道府県知事等は、(1)の事業実施計画書の作成に当たっては、(3)に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画書の内容を含め作成するものとする。その際、目標値の設定に当たっては、都道府県又は政令指定都市（以下「都道府県等」という。）全体で一つの目標値を設定するものとする。

- (3) 事業実施主体（都道府県等が事業実施主体となる場合を除く。）は、毎年度、実施する目標ごとに目標値を設定するとともに、その達成に必要となる事業メニューの選択を行い、別紙様式第1号に準じて事業実施計画書を作成の上、当該事業実施主体が属する都道府県知事等に提出する。

## 第4 事業実施計画書の審査

- 1 地方農政局長等は、第3の2の(1)により提出された事業実施計画書について、次に掲げる視点に基づき審査を行う。
  - (1) 当該都道府県等の消費・安全対策の取組状況を勘案し、目標値の設定の妥当性及びその達成の可能性
  - (2) 地域提案型事業及び特認団体（別表1の事業実施主体の欄に掲げる都道府県知事等が地方農政局長等と協議して適当と認める団体）の適切性
- 2 地方農政局長等は、事業実施計画書の審査を行った上で、事業実施計画書を承認するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2において承認を行った場合には、管内都道府県分を取りまとめ、消費・安全局長等に報告するものとする。

## 第5 事業実施計画書の変更

- 1 本交付金の交付を受けた都道府県知事等は、目標値の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業メニュー等事業実施計画書の内容を変更することができるものとする。ただし、次に定める場合にあつては、第3の2の(1)に準じて変更について地方農政局長等の承認を受けるものとする。
  - (1) 目標を追加又は削除する場合
  - (2) 目標値を変更する場合
  - (3) 新たに特認団体が事業実施主体となる事業を実施することとした場合なお、新たに地域提案型事業を実施することとした場合には、変更した事業実施計

画書について事前に地方農政局長等に報告するものとする。

- 2 地方農政局長等は、1の報告を受けた場合には、必要に応じ、都道府県知事等に対し意見を述べるができるものとする。

## 第6 交付金の交付

### 1 交付金の交付

- (1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、(2)により算定する交付金について、別に定めるところにより、都道府県知事等に交付するものとする。
- (2) 国は、(1)による都道府県知事等への交付金の交付に当たっては、第3の2の(1)により各都道府県知事等から提出される事業実施計画書に記載された目標値、事業計画の内容、対象区域の状況等、都道府県等ごとの要望額及び事後評価結果を基に、2の特別交付型交付金としての留保額を勘案して、消費・安全局長等が別に定めるところにより各都道府県知事等に交付する交付金の額を算定する。
- (3) 交付金の交付を受けた都道府県知事等が市町村に対して交付を受けた交付金を交付する場合には、この要綱に準じて、市町村の自主性を活かした食品の安全と消費者の信頼確保及び食料安全保障の確立のための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

### 2 特別交付型交付金の交付

国は、年度途中の埋設農薬の漏えい、家畜及び養殖水産動植物の疾病のまん延や農作物の重要病害虫の発生等の緊急事態に機動的に対応できるよう、交付金の一部について特別交付型交付金として留保し、消費・安全局長等が別に定めるところにより都道府県知事等に交付する。

## 第7 成果の取りまとめ及び事後評価

### 1 事業実施主体による成果の取りまとめ

- (1) 事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度（別表1の2の食料安全保障確立対策整備交付金にあっては、事業を実施した年度から起算して三カ年経過した年度。以下同じ。）の6月末までに、目標ごとの事業の成果について、別紙様式第2号に従って成果報告書として取りまとめる。
- (2) 都道府県等以外が事業実施主体となっている場合にあっては、事業実施主体は(1)において取りまとめた成果報告書を速やかに当該事業実施主体が属する都道府県知事等に提出する。

### 2 都道府県知事等による成果の取りまとめ及び事後評価

- (1) 都道府県知事等は、1の(2)により事業実施主体から提出された成果報告書及び自らの成果報告書を基に、事業実施主体ごとの事後評価を実施し、必要に応じこの事後評価を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- (2) 都道府県知事等は、事業実施主体ごとの成果報告書及び(1)の事後評価の結果を踏まえ都道府県等全体の事後評価を行い、別紙様式第3号に従って都道府県等全体の成果及び事後評価の結果を取りまとめた上で、事業を実施した年度の翌年度の8月末までに、成果報告書として地方農政局長等に提出する。
- (3) (1)及び(2)による都道府県等における事後評価の実施に当たっては、公正性確保の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くも

のとする。

### 3 事後評価結果の反映

- (1) 地方農政局長等は、2の(2)により提出された都道府県等の成果報告書に基づき事後評価を実施する。事後評価の実施に当たり、地方農政局長等は公正性確保の観点から評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の事後評価の結果について管内都道府県分を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の11月末までに消費・安全局長等に報告する。
- (3) 地方農政局長等は、(1)の事後評価の結果が低い都道府県等に対し、消費・安全局長等が別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 国は、消費・安全局長等が別に定めるところにより、都道府県等ごとの事後評価結果を次年度以降の当該都道府県等への交付金の交付額に反映させるものとする。
- (5) 事後評価を行った都道府県知事等及び地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。
- (6) (3)の措置が講じられた都道府県等においては、当該措置の内容を踏まえて次年度の事業実施計画を作成する。

## 第8 委任

本交付金の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、消費・安全局長等が別に定めるところによるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年12月6日から施行する。

### 附 則

1 この通知による改正は、平成18年4月3日から施行する。

2 この通知による改正前の食の安全・安心確保交付金実施要綱(以下「旧要綱」という。)に基づく事業メニュー(機能性肥料の高度活用の推進、食品表示の適正化、トレーサビリティシステムの導入の促進及び地域における食育の推進)にあつては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

### 附 則

この通知による改正は、平成18年6月20日から施行する。

### 附 則

この通知による改正は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この通知による改正は、平成19年5月11日から施行する。

### 附 則

この通知による改正は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この通知による改正は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この通知による改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の食の安全・安心確保交付金実施要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく事業メニュー（土壌有害物質のリスク管理の推進、生鮮農産物の安全性の確保、硝酸塩のリスク管理の推進及び地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進及び「教育ファーム」の取組への支援に限る。）にあっては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この通知による改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成 23 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく事業メニュー（放射性物質による農畜産物・土壌等への影響の検証）にあっては、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この通知による改正は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この通知による改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく事業メニュー（農業生産工程管理（GAP）の導入・普及、農業生産工程管理（GAP）指導者の育成・確保、農業生産工程管理（GAP）の策定・実践及び移動式レンダリング施設整備）にあっては、旧要綱第 7 の規定を適用する。

附 則

この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 31 年 2 月 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知による改正は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この通知による改正は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要綱に基づく事業メニューにあつては、同要綱の規定は、なおその効力を有する。

別表 1

消費・安全対策交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体並びに交付率

1 食料安全保障確立対策推進交付金

目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	交付率
I 農畜水産物の安全性の向上	1-1 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	<p>(1) 有害化学物質・有害微生物の汚染実態の把握</p> <p>有害化学物質・有害微生物のリスク管理を効率的・効果的に推進するため、生産・貯蔵・加工段階の農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。）(2) において同じ。）及び加工食品に含まれる有害化学物質・有害微生物の汚染実態を把握するための調査を行う。</p> <p>(2) 安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証</p> <p>有害化学物質・有害微生物のリスク管理を効率的・効果的に推進するため、生産・貯蔵・加工段階の農産物等・加工食品を汚染する有害化学物質・有害微生物に係る安全性向上対策（汚染リスク推定技術、吸収・生成抑制技術、貯蔵管理及び製造技術、農産物における肥培管理及び灌水管理技術、家畜における飼養衛生管理及び微生物排泄抑制技術等）の有効性・実行可能性を検証する取組を行うとともに、そのために必要な分析体制を整備する。また、検証結果を取りまとめた技術検証報告書を作成する。</p> <p>(3) 農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査等の実施</p> <p>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）第 5 条第 1 項に基づく農用地土壌汚染対策計画の策定に必要な調査等を行う。</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 市町村 農業協同組合（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。）をいう。以下同じ。） 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 土地改良区 営農集団（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） 都道府県知事等が地方農政局長等と協議して適当と認める団体（以下「特認団体」という。） 地方独立行政法人（試験研究機関に限る。以下同じ。）</p> <p>ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(2)のうち土壌由来有害化学物質による農作物の汚染リスク推定技術に係る取組については、以下</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2 以内）とする。</p> <p>ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)のうちコメ（農用地の土壌を含む。）に含まれるヒ素の汚染実態を把握するための調査に要する経費については定額（上限は 1 都道府県当たり 100 万円、同一都道府県内の取組は 2 年限り）とし、あわせて、協議会を開催する場合は、その経費も含めることができるものとする。</p>

	<p>1 - 2 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進</p>	<p>(4) 協議会の開催等</p> <p>(1) から (3) までの取組を実施するに当たって必要な範囲において、①協議会の開催、②専門家による事業者等への指導、③事業者等向け講習会の開催又は講習会への参加支援等を実施する。</p> <p>(1) カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証・普及</p> <p>カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実用化に向け、次の取組を行う。</p> <p>①カドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術の実証試験、実証効果の把握・評価等。</p> <p>②①の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査、技術利用マニュアル（原案を含む。以下同じ。）の作成等。</p> <p>③ (3) ①の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査等。</p> <p>(2) 水稻におけるヒ素濃度低減技術の実証・普及</p> <p>水稻におけるヒ素濃度低減技術の実用化に向け、次の取組を行う。</p> <p>①水稻におけるヒ素濃度低減技術の実証試験、実証効果の把握・評価等。</p> <p>②①の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査、技術利用マニュアルの作成等。</p> <p>③ (3) ②の取組と併せて行う協議会の開催、分析調査等。</p>	<p>のとおりとする。</p> <p>都道府県 地方独立行政法人 （都道府県が設立したものに限る。）</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(3)については、都道府県とする。</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 都道府県協議会（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） 地方独立行政法人</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(3)については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 営農集団 都道府県協議会 産地協議会（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。） 地方独立行政法人</p>	<p>なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p> <p>交付金の交付率は事業費の定額（1/2以内）とする。</p> <p>ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)に要する経費については定額（10/10）とする。</p> <p>なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
--	--	--	--	--



		<p>&lt;地区推進事業&gt;</p> <p>(3) カドミウム及びヒ素濃度低減技術の技術導入促進活動</p> <p>実証技術の効果的な普及に向け、次の①又は②の技術に係る農業者等に対する展示ほの設置、現地講習会及び検討会の開催等による技術導入推進活動の取組を行う。</p> <p>①カドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術</p> <p>②水稲におけるヒ素濃度低減技術</p>		
2 農薬の適正使用等の総合的な推進		<p>(1) 農薬の安全使用の推進 農薬の安全使用の推進及び農薬の飛散防止対策を図るため、農薬使用者を対象とした講習会の開催や啓発活動の実施、農薬使用状況の調査及び記帳指導、適正かつ安全な農薬の使用の指導及び普及を行う指導者（農薬適正使用アドバイザー等）の育成や地域ごとの農薬の使用に係る基準の策定等を行う。</p> <p>(2) 農薬の適切な管理及び販売の推進 農薬の適切な管理及び販売の推進並びに農薬の飛散防止対策の推進を図るため、農薬販売者の研修・指導の実施、農薬管理指導士の育成研修等を行う。</p> <p>(3) 農薬残留確認調査等の実施 登録基準への適合状況、農薬使用時の飛散の状況、周辺農作物への農薬の残留状況及び農薬の飛散防止技術の効果を確認するため、農薬の農作物、土壌等への残留量について調査を行う。 また、生産現場で使用可能な農薬の確保に向けて、作物群での農薬登録推進のための試験を実施する。</p> <p>(4) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証 食の安全及び消費者の信頼確保並びに食料の安定的な供給を図る観点で対策を策定するため、土壌調査や農作物のモニタリングによる実態把握及び原因究明、残留防止対策等の評価・検証を行う。</p> <p>(5) 農薬による蜜蜂の被害を軽減するための対策の確立 農薬による蜜蜂被害の軽減に向けて、地域の実情に応じた蜜蜂被害軽減対策を確立する。</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(3)、(4)及び(5)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 営農集団 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(2)、(6)及び(7)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(8)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 一般社団法人又は一般財団法人 公益社団法人又は公益財団法人 特認団体 独立行政法人</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>

<p>II 伝染性 疾病・ 病害虫 の発生 予防・ まん延 防止</p>	<p>1 家畜衛生 の推進</p>	<p>(6) 埋設農薬処理の進行管理の実施 埋設農薬を計画的かつ着実に処理するため、処理計画を策定するとともに、その進行管理を行う。 また、埋設農薬が適切に処理されたことを確認するため、掘削・回収の事前、事後に環境調査を行う。</p> <p>(7) 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響の防止措置の実施 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響が懸念される場合、緊急的に必要な悪影響防止措置等を行う。</p> <p>(8) 農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への研修 農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正実施に向けた試験従事者等への「農薬取締法に規定する特定試験成績の信頼性確保のための基準」(以下「農薬GLP」という。)に係る研修を行う。</p>	<p>民間事業者</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)からは、都道府県とする。ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)のうち沖縄牧野へのダニ侵入防止については沖縄県、自衛防疫及び自主管理の推進については自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体(消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。)及び特認団体、牛海綿状脳症(以下「BSE」という)検査・清浄化の推進のうち死亡牛取扱機器等の導入については以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)のうち、沖縄牧野へのダニ侵入防止に要する経費については定額(9/10以内)、自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体が実施する自衛防疫及び自主管理の推進に要する経費については定額(1/3以内)、(5)及び(10)のうち、家畜の伝染性疾病の発生・ま</p>
		<p>(1) 監視体制の整備・強化 家畜の伝染性疾病の監視体制を強化するため、診断予防技術の向上、精度管理の適切な実施、サーベイランスの円滑化並びに自衛防疫及び自主管理の強化を推進する。</p> <p>(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防 家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、飼養衛生管理基準の遵守、地域における発生予防の体制整備及び野生動物や環境からの感染予防を推進する。</p> <p>(3) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 家畜の伝染性疾病のまん延を防止するため、まん延防止の円滑化の取組、疾病発生時の体制整備及び家畜の生産性を低下させる疾病の低減対策を推進する。</p> <p>(4) 畜産物の安全性向上 畜産物の安全性向上を図るため、生産段階におけるHACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理の普及・定着及び動物用医薬品の適正使用と危機管理を推進する。</p> <p>(5) 野生動物の対策強化 野生動物による伝染性疾病のまん延防止のため、野生動物の調査捕獲、検査等の対策を推進する。</p>		

		<p>(6) 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備 家畜疾病にかかる診断の迅速化・高度化、バイオセキュリティの確保に資するため、関連機器の整備を行う。</p> <p>&lt;地区推進事業&gt;</p> <p>(7) 家畜の伝染性疾病の発生予防 家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、飼養衛生管理基準の遵守、地域における発生予防の体制整備及び野生動物や環境からの感染予防の取組を推進する。</p> <p>(8) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 家畜の伝染性疾病のまん延を防止するため、まん延防止の円滑化の取組、疾病発生時の体制整備、家畜の生産性を低下させる疾病の低減対策を推進する。</p> <p>(9) 畜産物の安全性向上 畜産物の安全性向上を図るため、生産衛生管理体制の整備及び動物用医薬品の適正使用と危機管理を推進する。</p> <p>(10) 野生動物の対策強化 野生動物による家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、リスクが高い地域における野生動物対策及び野生動物への感染防止対策を推進する。</p>	<p>生産者の組織する団体（消費・安全局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(7)から(10)までについては、以下のとおりとする。 市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体</p>	<p>まん延リスクが高い地域における清浄性維持に向けた取組に要する経費については消費・安全局長が別に定めるところによる。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
2 養殖衛生管理体制の整備		<p>(1) 総合推進会議の開催等 全国的及び地域的な会議の開催等により、養殖衛生管理対策を総合的に推進する。</p> <p>(2) 養殖衛生管理指導 養殖生産物の安全性の確保を図るため、養殖管理・水産医薬品の適正指導、養殖衛生管理技術の普及・啓発等を行う。</p> <p>(3) 養殖場の調査・監視 養殖生産物の安全性の確保を図るため、水産用医薬品残留検査等を行う。</p> <p>(4) 養殖衛生管理機器の整備 養殖衛生対策のために必要な診断機器等の整備を行う。</p> <p>(5) 疾病の発生予防・まん延防止 魚病の発生・伝播の防止、魚病被害の軽減を図るため、疾病の監視、特定疾病まん延防止措置等を行う。</p>	都道府県	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(5)のうち特定疾病まん延防止措置等に要する経費については定額(10/10)とする。なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>

<p>3 病害虫の防除の推進</p>	<p>(1) 薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況調査等の手法の確立          薬剤抵抗性病害虫・雑草を対象とし、現場で使用できる簡便・迅速な検体のサンプリング手法や感受性検定手法を確立するとともに、薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況調査等のモニタリング手法（地点数、サンプル数の設定等）や薬剤抵抗性リスク管理の判断基準等を確立する。</p> <p>(2) 農薬に頼ることができない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法の確立          化学農薬だけでは防除が困難な病害虫・雑草による被害を軽減するため、天敵、フェロモン等を利用した防除技術体系、基幹的マイナー作物の病害虫防除技術体系及び効果の高いローテーション散布を導入した新たな薬剤散布体系を確立する。</p> <p>&lt;地区推進事業&gt;</p> <p>(3) 農薬に頼ることができない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法の確立          上記(2)の防除技術を含む総合的病害虫・雑草管理による防除体系を確立する。</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、都道府県とする。</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(3)については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県          農業協同組合          特認団体</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。</p> <p>なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
<p>4 重要病害虫の特別防除等</p>	<p>(1) 重要病害虫侵入警戒調査等の実施          ミバエ類等の重要病害虫が侵入した場合、当該病害虫を早期に発見するため、全国の果樹・野菜栽培地帯等において、これら重要病害虫の侵入警戒調査等を行う。</p> <p>(2) 移動規制病害虫特別防除          植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づく移動の制限等に係る重要病害虫に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域における徹底した防除等を行う。</p> <p>(3) 重要病害虫の防除          ① 我が国で発生が限定されている重要病害虫に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止する</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)から(4)までについては、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県          市町村          ただし、(3)の②については、以下のとおりとする。</p> <p>都道府県          市町村          農業協同組合中央会          農業協同組合連合会          農業協同組合          中小企業等協同組合法（昭和24年法律第</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。</p> <p>ただし、事業メニュー及びその内容の欄の(1)、(3)の②のうち侵入警戒等調査並びに飼料作物の分析並びに飼料作物及びマイナー作物の撤去、</p>

		<p>ため、発生地域等における徹底した防除等を行う。</p> <p>② 越境性病害虫（ツマジロクサヨトウに限る。）に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、発生地域等における徹底した防除等を行う。</p> <p>(4) 特殊病害虫緊急防除 重要病害虫のうち植物防疫法に基づく防除等の国内植物検疫の対象になり得るものについて、発生範囲を特定するための調査及び初動防除を行う。 また、重要病害虫が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れがある場合、これらの撲滅あるいはまん延防止を図るために緊急に防除を行う。</p> <p>(5) 特殊病害虫根絶防除 鹿児島県奄美群島に発生しているさつまいもの重要な害虫であるアリモドキゾウムシについて、発生地域における被害軽減と未発生地域へのまん延を防止するため、不妊虫放飼法等により根絶防除を行う。 また、沖縄県及び鹿児島県奄美群島に発生しているかんきつ類の重要病害であるカンキツグリーンング病菌について、発生地域における被害軽減と未発生地域へのまん延を防止するため、り病樹の伐採等により根絶防除を行う。</p>	<p>181号)に基づく事業 協同組合 一般社団法人又は一般財団法人 公益社団法人又は公益財団法人 生産者の組織する団体 事業メニュー及びその内容の欄の(5)については、都道府県とする。</p>	<p>(4)並びに(5)に要する経費は定額(10/10)とする。 なお、(4)のうち、対象となる病害虫が発生しているおそれがある場合には、事業周知に要する経費は定額(1/2以内)とし、(5)のうち、不妊虫増殖施設等の整備に要する経費は定額(9/10以内)とする。 また、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>
--	--	--	---	---

2 食料安全保障確立対策整備交付金 【公債発行対象経費】

目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	交付率
<p>II 伝染性 疾病・ 病害虫 の発生 予防・ まん延 防止</p>	<p>1 家畜衛生 の推進</p>	<p>(1) 高度バイオセキュリティ対応施設整備 家畜保健衛生所等における診断の迅速化、高度化及びバイオセキュリティの確保等に資するための施設等を整備する。</p> <p>(2) 地域における車両消毒施設整備 交差汚染による疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が集合する施設の出入口に車両消毒施設を整備する。</p> <p>(3) 野生動物侵入防止柵の整備 イノシシからのアフリカ豚熱の感染を防止するため、養豚農場における野生動物侵入防止柵を整備する。</p>	<p>事業メニュー及びその内容の欄の(1)については、都道府県とする。</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(2)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体</p> <p>事業メニュー及びその内容の欄の(3)については、以下のとおりとする。 ただし、都府県及び市町村を除き、整備しようとする養豚経営体が直接所属するものとする。 都府県 市町村 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体</p>	<p>交付金の交付率は事業費の定額(1/2以内)とする。 なお、地域提案型事業の交付率は類似の事業メニューの交付率を準用するものとする。</p>

別表 2

1 食料安全保障確立対策推進交付金

目的及び目標	目標値	左の考え方
<p>I 農畜水産物の安全性の向上</p> <p>1-1 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表1の1のIの1-1の(1)の事業メニューについては調査地区数（調査点数も含む。）</li> <li>・別表1の1のIの1-1の(2)の事業メニューについては安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証対象とする類型数</li> <li>・別表1の1のIの1-1の(3)の事業メニューについては対策地域において必要かつ適切な内容の農用地土壌汚染対策計画策定に必要な調査点数及び試験項目数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態調査の実施対象とする危害要因、品目、生産条件等を踏まえつつ、調査地区数（調査点数も含む。）を定め、着実にその実施を図る。</li> <li>・産地において検証の実施対象とする危害要因、品目、対策、生産条件、地域等を踏まえた類型数を定め、検証に必要なデータを整備することにより、その有効性・実行可能性の着実な検証の推進を図る。</li> <li>・農用地土壌汚染対策計画の策定のために必要な調査の実施及び土壌改善対策技術の確立、農用地における汚染除去のための客土等の恒久対策に先立つ応急対策の実施を図る。</li> </ul>
<p>1-2 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進</p>	<p>カドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稻におけるヒ素濃度低減技術の各技術別の</p> <p>①実証試験及び展示ほの総実施箇所数（本事業により実証し、又は展示したもの数に限る。）</p> <p>②技術利用マニュアルの作成等のリスク管理措置の導入・普及推進の取組数</p>	<p>水稻における農作物中のカドミウム及びヒ素濃度を低減するため、カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稻におけるヒ素濃度低減技術の各技術別に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その導入・普及に向けて現地適応性の高い技術とするための当該技術の実証に必要な各技術手法別の実証試験及び展示ほの総実施箇所数の具体的な目標値</li> <li>・リスク管理措置の導入・普及推進に向けて実施する技術利用マニュアルの作成や検討会・講習会の開催等の取組数の具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。</li> </ul>
<p>2 農薬の適正使用等の総合的な推進</p>	<p>次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の不適切な販売及び使用の発生割合</li> <li>・埋設農薬の処理進捗率</li> </ul>	<p>適正な農薬の販売・使用を推進し、農薬のより一層の安全性を確保するため、農薬取締法により把握される農薬の不適切な販売及び使用の発生割合について目標値を定め、埋設農薬の処理が必要な場合は、その計画的かつ着実な処理を実施するため、埋設農薬の処理</p>

<p>II 伝染性疾病・病害虫の発生  予防・まん延防止  1 家畜衛生の推進</p>	<p>家畜衛生に係る取組の充実度</p>	<p>進捗率を目標値として定め、その着実な実現を図る。</p> <p>家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守やHACCP（危害要因分析重要管理点）に基づく衛生管理手法の生産段階への導入、動物用医薬品の適正利用の取組、行政・生産者・関係団体等が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止、野生動物対策等により地域における家畜衛生水準の向上を図るため、家畜衛生に係る取組の充実度について具体的な目標値を定め、確実にその達成を図る。</p>
<p>2 養殖衛生管理体制の整備</p>	<p>養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合</p>	<p>養殖魚介類の疾病のリスク管理等を的確に推進し、安全な養殖水産物の生産・供給体制を確立するため、養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。</p>
<p>3 病害虫の防除の推進</p>	<p>次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤抵抗性を始めとする難防除病害虫・雑草の防除体系等における作業の現状値からの向上率</li> <li>・農薬に頼ることができない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法等の普及取組数</li> </ul>	<p>有効性、作業性及び経済性に優れた薬剤感受性検定手法や防除技術等を有機的に組み合わせること等により、現場の実情に合った発生状況調査や防除技術体系等を確立するため、発生状況調査や防除技術体系等における作業の現状からの向上率について、具体的な目標値を定め、着実にその向上を図る。</p> <p>また、農薬に頼ることができない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法等の普及取組数について、の普及取組数について具体的な目標を定め、着実にその増加を図る。</p>
<p>4 重要病害虫の特別防除等</p>	<p>対象病害虫の調査の総回数</p>	<p>我が国が侵入を警戒する病害虫を早期に発見するため、これらの病害虫の調査・防除等の総回数について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。</p>



## 2 食料安全保障確立対策整備交付金

目的及び目標	目標値	左の考え方
<p>Ⅱ 伝染性疾病・病虫害の発生予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止</li> <li>1 家畜衛生の推進</li> </ul>	<p>施設の活用によるバイオセキュリティの向上率</p>	<p>家畜保健衛生所等における診断の迅速化・高度化及びバイオセキュリティの確保、多数の畜産関係車両が集合する施設における確実な車両消毒の実施並びに養豚農場における野生動物侵入防止体制の整備により家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図るため、これらの施設ごとに、その活用によるバイオセキュリティの向上率について具体的な目標値を定め、確実にその達成を図る。</p>

別紙様式第1号

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
(北海道農政事務所長)  
(沖縄総合事務局長)

(都道府県) 知事等  
氏 名 印

〇〇年度消費・安全対策交付金事業実施計画書(変更)承認申請書

消費・安全対策交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(1)(変更の場合にあっては第5)に基づき、関係書類を添えて(変更)申請する。

(注) 関係書類として、事業実施計画書を添付すること

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）都道府県等事業実施計画書

都道府県名

( 年 月作成)

目的	目標	目標設定の考え方及び目標値	事業内容及び交付金要望額		
			事業実施主体	対象区域又は地区	交付金要望額 (うち地域提案メニュー)
I 農畜水産物の安全性の向上	安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	(目標値)			
	安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	(目標値)	<地区推進事業>	地区	
				地区	
	地区	小 計			
農薬の適正使用等の総合的な推進	(目標値)				
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	(目標値)	<地区推進事業>	地区	
				地区	
	地区	小 計			
	養殖衛生管理体制の整備	(目標値)			
病害虫の防除の推進	(目標値)	<地区推進事業>	地区		
			地区		
地区	小 計				

	重要病害虫の特別防除等	(目標値)			
合 計					円 ( 円)

留意事項

都道府県等以外が事業実施主体となる場合は提出を省略できる。

## 年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策整備交付金）都道府県事業実施計画書

都道府県名

（ 年 月作成）

目 的	施設名	目標設定の考え方及び目標値	事業内容及び交付金要望額		
			事業実施主体	対象区域又は地区	交付金要望額 （うち地域提案メニュー）
Ⅱ 伝染性疾病・病 害虫の発生予防・ まん延防止		（目標値）			
		（目標値）			
合 計					円 （ 円）

注1：特別交付型交付金分は除く。

注2：執行額は、当該都道府県等が交付を受けた交付金のうち、当該都道府県以外の事業実施主体に交付した額及び当該都道府県等自身が事業実施主体となって執行した金額の合計額とする。

(参考)

前年度（ 年度）の交付金の執行状況

事 項	交 付 総 額	1 2 月末日までの執行額及び執行率 (確定値)	3 月末日までの執行額及び執行率 (見込み)
食料安全保障確立対策推進交付金（注 1）	円（ %）	円（ %）	円（ %）
特別交付型交付金			

注1：特別交付型交付金分は除く。

注2：執行額は、当該都道府県等が交付を受けた交付金のうち、当該都道府県以外の事業実施主体に交付した額及び当該都道府県等自身が事業実施主体となって執行した金額の合計額とする。

都道府県等名					
目標					
目 標 値					
現状（ 年度）			事業実施後（ 年度）		
事業の必要性及び目標値の考え方					
事業メニュー及び交付金要望額					
事業実施主体名	事業メニュー	事業量 （規格・規模等）	所要額 （円）	交付金 要望額 （円）	交付率
<地区推進事業>					

留意事項

- 1 「目標」の欄は、要綱別表1の目標の欄に掲げる内容を記入する。
- 2 「目標値」の欄は、3の「事業の必要性及び目標値の考え方」に基づき記入する。
- 3 「事業の必要性及び目標値の考え方」の欄には、事業実施地区における現状の問題点、課題等について記載するとともに、目標値の設定根拠について可能な限り具体的・定量的に説明する。  
 なお、次表の欄に掲げる目標にあつては、同表の右欄に掲げた事項及びその具体的数値を必ず含めること。

目 標	事 項
安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 別表1の1のIの1-1の(1)の事業メニューについては、生産・貯蔵・加工段階の農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。②において同じ。）・加工食品に含まれる有害化学物質・有害微生物の汚染実態を把握するための調査の実施計画（危害要因、品目、生産条件等を踏まえた調査地区数（調査点数も含む。））</li> <li>② 別表1の1のIの1-1の(2)の事業メニューについては、生産・貯蔵・加工段階の農産物等・加工食品を汚染する有害化学物質・有害微生物に係る安全性向上対策（汚染リスク推定技術、吸収・生成抑制技術、貯蔵管理や製造技術、農産物における肥培管理技術・灌水管理技術、家畜における飼養衛生管理技術や微生物排泄抑制技術等）の有効性・実行可能性の検証の実施計画（危害要因、品目、対策、生産条件、地域等を踏まえた類型数）</li> <li>③ 別表1の1のIの1-1-の(3)の事業メニューについては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条第1項に基づく対策地域において必要かつ適切な内容の農用地土壌汚染対策計画策定に必要な調査点数及び試験項目数</li> <li>④ 協議会の開催、専門家による事業者等への指導、事業者等向け講習会の開催や講習会への参加等の計画（開催予定時期、予定回数、参集範囲、内容）</li> </ol>
安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>① カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稻におけるヒ素濃度低減技術に関する各技術手法別の実証試験及び展示ほについての、           <ol style="list-style-type: none"> <li>ア これまでの取組状況及び本年度の実施計画（実施箇所数及び対象品種）</li> <li>イ 保管予定種子量並びに翌年度の実証試験及び展示ほの実施予定箇所数</li> </ol> </li> <li>② カドミウム及びヒ素濃度低減技術に関するこれまでの検討状況と本年度の取組計画           <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 協議会の開催計画（開催予定時期、予定回数、参集範囲、検討内容等）</li> <li>イ 技術利用マニュアルの作成時期及び部数</li> <li>ウ 農業者等を対象とした実証技術を利用するための検討会及び講習会の開催計画（開催予定時期、予定回数、参集範囲、検討内容等）</li> </ol> </li> </ol>
農薬の適正使用等の総合的な推進（埋設農薬の適切な処理の支援を行う場合）	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 埋設農薬処理の進行管理のための協議会等の開催計画</li> <li>② 住民説明会の開催計画</li> <li>③ 掘削前の環境調査の実施計画（土壌及び地下水中調査点数等）</li> <li>④ 掘削・回収工事の実施計画（埋設農薬・汚染土壌の回収数量）</li> <li>⑤ 掘削した埋設農薬の保管計画</li> <li>⑥ 環境汚染防止措置の実施計画</li> <li>⑦ 掘削した埋設農薬の処理計画（埋設農薬・汚染土壌の処理数量）</li> <li>⑧ 処理終了後の環境調査の実施計画（土壌及び地下水中調査点数等）</li> </ol>

4 事業メニュー及び交付金要望額の欄について

- (1) 「事業メニュー」の欄は、要綱別表1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューから選択したものを記入する。また、地域提案型事業を実施する場合にあつては、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する（記入例：〇〇に必要な分析機器の導入（地域提案型））。
- (2) 「所要額」及び「交付金要望額」の欄には、事業内容ごとに当該年度分のみの額を記入する。また、「交付金要望額」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
- (3) 地区推進事業については、事業実施主体名の後に（地区）と記入するとともに、通し番号や目印を付け



ることなどにより、関係事業の事業実施主体との関係がわかるようにする。

記入例： 1-1 ○○県  
          1-2 JA△△（地区）  
          1-3 □□営農組合（地区）

- 5 本様式内に全ての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な資料（例えば地図等）を添付する。

都道府県等名		事業実施主体名		
施設名				
目標値	現状（ 年度）	事業実施後（ 年度及び 年度）		
事業の必要性及び目標値の考え方				
事業メニュー及び交付金要望額				
事業メニュー	事業量 (規格・規模等)	所要額 (円)	交付金要望額 (円)	交付率

## 留意事項

- 1 「目標値」の欄は、要綱別表2の目標値の欄に掲げる内容を記入する。  
 なお、「事業実施後」の欄は、設置又は整備した翌年度及び翌々年度に達成すべき平均年間目標を記入する。
- 2 「事業の必要性及び目標値の考え方」の欄には、事業実施地区における現状の問題点、課題等について記載するとともに、目標値の設定根拠について可能な限り具体的・定量的に説明する。  
 なお、要綱別表1の2の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューのうち、(3)野生動物侵入防止柵の整備については、既存柵と合わせて周囲柵を構築する場合を除き、農場周囲の一部のみを整備する計画は原則として認めない。
- 3 事業メニュー及び交付金要望額の欄について
  - (1) 「事業メニュー」の欄は、要綱別表1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューから選択したものを記入する。また、地域提案型事業を実施する場合にあっては、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する。
  - (2) 「所要額」及び「交付金要望額」の欄には、事業内容ごとに当該年度分のみの額を記入する。  
 また、「交付金要望額」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
  - (3) 補助単価が5千円/m（稼働柵は2万円/m）を超える場合には、理由書を付すこと。

1 事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者名	所在地	目標
特認とする理由			

留意事項

- 1 特認団体がある場合に本様式を作成する。
- 2 事業実施主体の定款、規約等を添付すること。
- 3 前年度に提出した団体は省略できるものとする。

2 地域提案型事業の内容等

実施するメニューの内容	交付率	所要額 (円)	交付金要望額 (円)
□□□□□□□□□□□□□□□□ 類似する既存のメニュー及び 既存メニューと異なる点を記 載	○/○ ○/○と する理 由を記 載		

留意事項

地域提案型事業がある場合に本様式を作成する。

別紙様式第2号-1

消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）の成果及び評価報告書（ 年度）

事業実施主体名： (所在地： 県 市)

区 分		目 標 値				事 業 実 績		備 考
目 的	目 標	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	
I								
	小 計							
II								
	小 計							
総 計・総合評価							( )	

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別紙様式第2号-3を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別紙様式第2号-3に基づきそれぞれ記入する。
- 3 都道府県等以外が事業実施主体となる場合は提出を省略できる。

別紙様式第2号-2

消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策整備交付金）の成果及び評価報告書（ 年度）

事業実施主体名：

区 分		目 標 値				事 業 実 績		備 考
目 的	施設名	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	
II								
総 計・総合評価							( )	

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別紙様式第2号-4を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別紙様式第2号-4に基づきそれぞれ記入する。

目標						
事業実施期間		年度	都道府県等名			
事業の実施方法						
目標値						
項	目	現状	目標値	実績	達成度	評価
<地区推進事業>						
事業内容及び実績額						
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)		

事業の成果

都道府県等による評価の概要

第三者の主なコメント

国による評価の概要

留意事項

- 1 本様式は、事業実施計画を策定した目標ごとに作成するものとし、当該年度分のみを記入する。
- 2 目標値の欄の「項目」、「現状」及び「目標値」は、原則として事業実施計画書の内容に対応させる。なお、「実績」、「達成度」及び「評価」は、以下のとおりとする。
  - (1) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
  - (2) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率（小数点第1位は切り捨て）を記入する。
  - (3) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
    - A……達成度 80%以上
    - B……達成度 50%以上 80%未満
    - C……達成度 50%未満
- 3 事業内容及び実績額について
  - (1) 「事業内容」の欄は、当該年度に実施した事業内容のみを記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する（記入例：〇〇に必要な分析機器の導入（地域提案型））。
  - (2) 「所要額実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
  - (3) 「左の交付金相当額」の欄には、事業内容ごとに交付金の実績額を記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、その旨がわかるように記入する（記入に当たっては内数とする）。
  - (4) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。その際、次表の左の欄の目標ごとに実施した事業内容に係る右欄の内容を必ず含めるものとする。

目 標	内 容
安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	<p>ア 別表1の1のIの1-1の(1)の事業メニューについては、生産・貯蔵・加工段階の農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。イにおいて同じ。）・加工食品に含まれる有害化学物質・有害微生物の汚染実態を把握するための調査の実施状況（危害要因、品目、生産条件等を踏まえた調査地区数（調査点数も含む。））</p> <p>イ 別表1の1のIの1-1の(2)の事業メニューについては、生産・貯蔵・加工段階の農産物等・加工食品を汚染する有害化学物質・有害微生物に係る安全性向上対策（汚染リスク推定技術、吸収・生成抑制技術、貯蔵管理や製造技術、農産物における肥培管理技術・灌水管理技術、家畜における飼養衛生管理技術や微生物排泄抑制技術等）の有効性・実行可能性の検証結果、調査地域、調査規模（実施面積、農家数等）、実施時期、調査員数、導入コスト試算等</p> <p>ウ 別表1の1のIの1-1の(3)の事業メニューについては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号第5条第1項に基づく対策地域において必要かつ適切な内容の農用地土壌汚染対策計画策定に必要な調査及び試験結果・調査内容（地域、規模、結果解析等）、試験内容（技術内容、低減効果、導入コスト等）</p> <p>エ 協議会の開催、専門家による事業者等への指導、事業者等向け講習会の開催や講習会への参加等の実施状況（開催時期、参加者、内容（技術検証を行った場合は、その技術内容、検証方法等））</p>
安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	<p>ア カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稲におけるヒ素濃度低減技術の各技術手法別の実証試験ほの実施箇所数及び対象品種</p> <p>イ カドミウム及びヒ素濃度低減技術に関する協議会の開催時期、回数、参加人数（内訳）、内容等</p> <p>ウ 技術利用マニュアルの作成時期、部数、配布先及び周知方法</p> <p>エ カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及びヒ素濃度の同時低減技術及び水稲におけるヒ素濃度低減技術に関する各技術手法別の展示ほの実施箇所数及び対象品種</p> <p>オ 農業者等を対象とした実証技術利用のための検討会及び講習会の開催時期、開催場所、回数、参加人数（内訳）、内容等</p>
農薬の適正使用等の総合的な推進	<p>ア 講習会及び研修会の実施状況（ウ及びツを除く） ・実施回数、参加人数（農家、販売者等の内訳）等</p> <p>イ 啓発活動の状況 ・用いた広報手段、実施回数又は配布部数等</p> <p>ウ 農薬適正使用アドバイザー及び農薬管理指導士の認定状況</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定研修実施回数、研修対象者数、新規認定者数、総認定者数等</li> <li>エ 販売者及び使用者に対する実態調査の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施対象数、指導の対象数等</li> </ul> </li> <li>オ 農薬残留調査の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象の作物名・農薬名、試験設計及び分析結果の概要並びに検査結果の活用状況（基準査定、農薬登録、指導内容への反映）等</li> </ul> </li> <li>カ 農薬の飛散防止技術の効果の確認状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象の作物名・農薬名、分析点数、対象とした技術、確認結果等</li> </ul> </li> <li>キ 作物群での農薬登録推進のための試験の実施状況</li> <li>ク 対策等の策定に向けた対策協議会の開催状況</li> <li>ケ 原因究明のための実態調査の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌調査、農作物モニタリング等の調査内容（対象の作物名・農薬名、分析点数等）、調査結果等</li> </ul> </li> <li>コ 農薬による蜜蜂被害の実態調査の実施状況</li> <li>サ 農薬による蜜蜂被害軽減対策の検討に向けた対策協議会の開催状況</li> <li>シ 農薬による蜜蜂被害軽減対策の確立状況</li> <li>ス 埋設農薬処理の進行管理のための協議会の開催状況</li> <li>セ 住民説明会の開催状況</li> <li>ソ 掘削前の環境調査の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌及び地下水中調査点数等</li> </ul> </li> <li>タ 掘削・回収工事の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋設農薬、汚染土壌の回収数量</li> </ul> </li> <li>チ 掘削した埋設農薬の保管状況</li> <li>ツ 環境汚染防止措置の実施状況</li> <li>テ 掘削した埋設農薬の処理状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋設農薬、汚染土壌の処理数量</li> </ul> </li> <li>ト 処理終了後の環境調査の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌及び地下水中調査点数等</li> </ul> </li> <li>ナ 試験従事者等への農薬G L Pに係る研修会の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施回数（実務研修含む）、参加人数等</li> </ul> </li> <li>ニ 農薬G L P試験の導入状況</li> </ul>
家畜衛生の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 家畜の伝染性疾病の検出割合の減少率</li> <li>イ 検査件数の増加率</li> </ul>
養殖衛生管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 養殖衛生管理指導を行なった養殖等経営体数の割合</li> <li>イ 経営体数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給餌養殖経営体数</li> <li>・ アユ冷水病防疫対策等を行なっている内水面漁業協同組合数</li> </ul> </li> <li>ウ 水産医薬品適正使用指導等会議の開催回数</li> <li>エ 養殖衛生指導等を受けた経営体数（実経営体数） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ うち指導会議により養殖衛生指導等を受けた経営体数</li> <li>・ うち巡回指導により養殖衛生指導等を受けた経営体数</li> <li>・ うちその他の方法（電話等）により養殖衛生指導等を受けた経営体数</li> </ul> </li> </ul>
病害虫の防除の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 対象作物名及び対象病害虫・雑草名</li> <li>イ 取り組んだ検定手法や防除技術等の内容</li> <li>ウ 検定手法や防除技術等の実証ほ等の設置場所及び面積（a）</li> <li>エ 検定手法や防除体系等における作業の現状からの向上率</li> <li>オ 講習会、検討会等開催回数</li> <li>カ 難防除病害虫・雑草の防除体系等の効果把握調査報告</li> <li>キ 現行での発生状況調査又は病害虫防除経費（10a 当たり、対象作物毎） 経費（円）： 内訳：</li> <li>ク IPM 技術等新たな手法の導入における発生状況調査又は病害虫防除経費（10a 当たり、対象作物毎） 経費（円）： 内訳：</li> <li>ケ 見学会、広報等の取組</li> <li>コ 難防除病害虫・雑草の防除体系等の検証の概要（作物ごと）</li> </ul> <p>注 1）薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況調査等の手法の確立のうち、現場で使用できる簡便・迅速な薬剤感受性検定方法の確立を実施した場合</p>

	<p>は、ア、イ及びオ～コについて記載すること。</p> <p>注2) 農薬に頼れない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法の確立のうち、天敵・フェロモン等を利用した防除技術体系の確立、基幹的マイナー作物病害虫・雑草防除技術体系の確立及び総合的病害虫・雑草管理による防除体系の確立を実施した場合は、エ以外について記載すること。</p> <p>注3) 薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況調査等の手法の確立のうち、モニタリング手法や判断基準の確立、農薬に頼ることができない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法の確立のうち、薬効を温存するためのローテーション散布の検証と改良を実施した場合は、ア～コについて記載し、作業の現状からの向上率を記載するに当たっては、参考として現状採用している全作業項目を確認できる資料を添付すること。</p>
重要病害虫の特別防除等	侵入警戒調査実施状況・地点数

また、目標値の達成度が極端に低い（概ね5割程度以下）の場合には、その理由も明確に記入する。

- 4 「第三者の主なコメント」の欄は、意見を聴いた第三者の氏名、所属名及び役職名並びにその意見を具体的に記入する。
- 5 「国による評価の概要」の欄は、地方農政局等が、国（地方農政局等）の段階における評価の概要を記入するものとし、事業実施主体及び都道府県等は記入しない。
- 6 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料（例えば地図等）を添付する。



事業の成果

都道府県等による評価の概要

第三者の主なコメント

国による評価の概要

## 留意事項

- 1 本様式は、事業実施計画を策定した目標ごとに作成するものとし、当該年度分のみを記入する。
- 2 目標値の欄の「項目」、「現状」及び「目標値」は、原則として事業実施計画書の内容に対応させる。なお、「実績」、「達成度」及び「評価」は、以下のとおりとする。
  - (1) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
  - (2) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率（小数点第1位は切り捨て）を記入する。
  - (3) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
    - A……達成度 80%以上
    - B……達成度 50%以上 80%未満
    - C……達成度 50%未満

### 3 事業内容及び実績額について

- (1) 「事業内容」の欄は、当該年度に実施した事業内容のみを記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、具体的にその内容を記入するとともに、その内容の項目の後に「地域提案型」と記入する（記入例：〇〇に必要な分析機器の導入（地域提案型））。
- (2) 「所要額実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
- (3) 「左の交付金交付額」の欄には、事業内容ごとに交付金の実績額を記入する。なお、地域提案型事業を実施した場合には、その旨がわかるように記入する（記入に当たっては内数とする）。
- (4) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。その際、次表の事業内容に係る右欄の内容を必ず含めるものとする。

目 標	内 容
家畜衛生の推進	施設の活用によるバイオセキュリティの向上率

また、目標値の達成度が極端に低い（概ね5割程度以下）の場合には、その理由も明確に記入する。

- 4 「第三者の主なコメント」の欄は、意見を聴いた第三者の氏名、所属名及び役職名並びにその意見を具体的に記入する。
- 5 「国による評価の概要」の欄は、地方農政局等が、国（地方農政局等）の段階における評価の概要を記入するものとし、事業実施主体及び都道府県等は記入しない。
- 6 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料（例えば地図等）を添付する。

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）都道府県等成果及び評価報告書（ 年 月作成）

都道府県等名：

目的	目標	目標値			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メニュー)	備考
		目標値	実績	達成度	事業実施主体	目標	達成度		
I 農畜水産物の安全性の向上	安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証								
	安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進								
	農薬の適正使用等の総合的な推進								
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進								
	養殖衛生管理体制の整備								
	病害虫の防除の推進								
	重要病害虫の特別防除等								
総 計・総合達成度									

留意事項

- 1 本様式は、都道府県等が記入するとともに、別紙様式第2号-1及び別紙様式第2号-3を添付すること。
- 2 「目標値」、「事業実施主体ごとの達成度」及び「交付金相当額」のそれぞれの欄は、別紙様式第2号-1に基づきそれぞれ記入する。

別紙様式第3号-2

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策整備交付金）都道府県等成果及び評価報告書 （ 年 月作成）

都道府県等名：

目的	目標 (事業実施期間)	目標値			事業実施 主体名	設置又は整備 した施設・機器名	交付金相当額 (円) (うち地域提案メニュー)	備考
		目標値	実績	達成度				
II 伝染性疾 病・病害虫 の発生予 防・まん延 防止	家畜衛生の推進							
総 計・総合達成度								

留意事項

本様式は、都道府県等が記入するとともに、別紙様式第2号-2及び別紙様式第2号-4を添付すること。